高齢者見守り特集号

No.91（令和２(2020)年９月）　清瀬市消費生活センター

ちえのわ

高齢者を詐欺被害から守るために　人は誰でもだまされる―

高齢者の悪質商法による被害が後を絶ちません。令和元年度の清瀬市の消費生活相談は1165件、60歳以上の方の相談が50%を超えています。その背景には、ひとりまたは夫婦のみで暮らす高齢者が増加し、身近に適切な相談相手がいないという問題もあります。

なぜ高齢者の被害が多いのでしょうか。それは**「昼間家にいる」「固定電話を使っている（詐欺や勧誘の電話は固定電話が多い）」「お金がある」**など**狙われやすい**要素があるからです。

高齢の親と離れて住む子どもが、親の詐欺被害に気がつくのは難しいものですが、被害に早く気づくには、帰省した際に家のあちこちを点検してみましょう。詐欺の被害にあっていると気がついても決して親を怒らず、親の後悔や寂しさに寄り添う。そして、同じことが繰り返されないように一緒に詐欺について学び、守りを固めることが重要です。

今後、高齢者が悪質商法の被害に遭わず地域の中で安全に生活するためには、地域社会全体での見守りが大切になります。

清瀬市消費生活センターでは、地域包括支援センターと連携して、高齢者の見守りを行う方や関係機関の皆さまに、消費生活相談員による出前講座（高齢者見守りネットワーク事業）を実施しています。（※一般の方に向けた消費者被害防止のための出前講座も実施しています）

９月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です

誰もがみんな高齢者見守隊！

清瀬市では、東京都が毎年９月に実施している高齢者悪質商法被害防止キャンペーンと連携して、高齢者ご本人への注意喚起と相談の呼びかけ、さらに周囲の人々への見守りの大切さを知っていただく取り組みを市民の皆さんに呼びかけます。お気軽にご相談ください。

高齢者被害特別相談

９月14日（月）～16日（水）午前10時～12時　午後１時～４時　☎０４２-４９５-６２１２（相談専用）

詐欺対策に自動通話録音機を！

清瀬市在住の65歳以上の方に、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺を未然に防止するため、通話内容を録音する自動通話録音機を無償貸し出ししています。この機会にぜひご利用ください。（１世帯１台限り）

【申請場所】

消費生活センター	（清瀬駅北口徒歩５分）	042-495-6211
防災防犯課	（市役所２階）	042-497-1848
地域包括支援センター	（中面の〈地域包括支援センターより〉をご覧ください）	

詐欺被害を防ぐためにできること

詐欺や悪質商法に関する報道を見て、「こんなにニュースになっているのに、どうしてだまされるのかな」と不思議に思うかもしれません。しかし次の被害者はあなたやあなたの身近な人かもしれません。だます方はあの手この手で近づこうとします。高齢者が陥りやすい詐欺や悪質商法の手口とその対策や見守りのポイントをご紹介します。

点検商法

「無料で屋根を点検する」「床下にアリがいる」「このままだと大変なことになる」など、不安をあおる文句に注意！

対策：

その場で判断しない。
少しでもおかしいと思ったら、
消費生活センターや身近な人に相談する。

見守りポイント

見慣れない工事業者がたびたび出入りしている。

見慣れない契約書や請求書がないか気に掛ける。「本当に必要なの？」など周りからの声かけで被害に気付くことも。

通販トラブル

「初回お試し」のはずが、「定期購入が条件」だった。

対策：

通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件を確認する。

見守りポイント

見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届く。

通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

架空・不当請求

「身に覚えのない請求」に慌てない！

訴訟最終告知
未払料金について
○○センター
☎×××ー○○○○

公共機関を装ったハガキが届く

対策：

相手の電話番号が明記されていても、絶対に連絡しない。連絡してしまった場合は、金銭を要求されても、絶対に支払わない。

見守りポイント

困ったりおびえた様子がないか日頃から気にかけ、積極的に声をかける。

ハガキのほか、メールや封書を送りつける手口もあります。

訪問購入（押し買い）

「不用品の買取り」のはずが、強引に貴金属等を買い取られた。

消費者庁イラスト集より

対策：

売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。訪問買取は、クーリング・オフ制度の対象になるので、商品を取り戻したい場合には消費生活センターに連絡をしてみましょう。

見守りポイント

大切にしていた着物・宝石・指輪などが無くなっている。

いったん品物を渡してしまうと取り戻すのは困難です。

消費生活センターは身近な味方です！

消費生活に関するトラブルや疑問など何でもご相談ください

消費生活センターに相談するとき

初めて消費生活センターに相談するとき、相談していい内容なのか、どう説明したらいいかと悩むこともあるでしょう。しかし大切なのは、早く相談することです。1日でも早い対応が解決につながります。

相談できるトラブル

商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった、ある製品を使ってけがをしてしまったなど、消費生活に関するトラブルについて相談できます。

消費者庁イラスト集より

何をしてくれるの？

消費生活センターの窓口で相談を受けるのは、消費者問題について専門の知識と資格を持った消費生活相談員です。来所や電話で相談を受け付け、トラブルの解決策や、対処方法のアドバイスを行います。若者や高齢者など、自力で事業者との交渉をすることが難しい、複雑な案件の場合は、交渉のお手伝い（あっせん）をします。

◆相談の前には、トラブル発生時の状況についてメモを書く、契約書などの関係書類を手元に用意しておくとよいでしょう。

相談専用　042-495-6212
相談受付　平日 午前10時～12時　午後1時～4時

＜地域包括支援センターより＞

高齢者のこと何でもご相談ください

市内には４ヶ所の地域包括支援センターがあり、高齢者の困り事など、何でも相談にのっています

- 最近、家に怪しい人が出入りしている。
- 介護が必要になったけど、どうしたらいいの？
- 詐欺の電話がかかってきて困っている。

このような、困り事はありませんか？　地域包括支援センターでは、高齢者に関する相談にのっています。見守りが必要な方には見守りを調整し、消費者被害に気づいた場合は、消費生活センターに繋ぎます。困り事は、そのままにせず、解決しましょう。自宅へ訪問もします。まずはお気軽にご連絡ください。

自動通話録音機の設置方法がわからない方、ぜひ担当地区包括へご連絡ください。ご相談の上、設置のお手伝いをいたします。自動通話録音機は特殊詐欺被害防止に大変役立ちます。

ぜひ設置をしましょう。

清瀬市 地域包括支援センター
〒204-8511 清瀬市中里 5-842
清瀬市健康センター内
☎042-497-2082
受付時間 平日 8:30～17:00
担当地区 松山

きよせ社協 地域包括支援センター
〒204-0011 清瀬市下清戸 1-212-4
清瀬市コミュニティプラザひまわり内
☎042-495-5516
受付時間 平日 8:30～17:00
担当地区 上清戸・中清戸・下清戸・元町

きよせ信愛 地域包括支援センター
〒204-0024 清瀬市梅園 2-3-15
特別養護老人ホーム 信愛の園内
☎042-492-1850
受付時間 平日 8:30～17:00
担当地区 竹丘・梅園・野塩

きよせ清雅 地域包括支援センター
〒204-0003 清瀬市中里 5-91-2
特別養護老人ホーム 清雅苑内
☎042-495-1370
受付時間 平日 8:30～17:00
担当地区 中里・下宿・旭が丘

消費生活相談の現場から

火災保険加入者への巧みな誘い
―あなたの家の修理、保険金でできますよ

相談事例

「家の雨どいや屋根に不具合はありませんか？すべて火災保険で直せますよ。申請手続きも当方が行います、保険金を超える費用はかかりません」という電話があった。費用がかからないのなら依頼したいが、信用して大丈夫だろうか。

消費者庁イラスト集より

アドバイス

火災保険は、プランにもよりますが自然災害で壊れた雨どいや屋根瓦の修繕にも対応できます。保険の申請書作成には修繕の見積書が必要なので工事事業者に申請を依頼することも多いようです。

保険金は保険会社が調査し決まります。修繕工事内容が支払い対象外になることや、修繕工事代金全額が保険金では賄えないケースも多くみられます。

事業者の多くは勧誘時に、「保険金が出なければ工事はしません」、あるいは「保険金が少なければその範囲の工事を」と説明します。しかし、事業者とやり取りを重ねてしまうと、消費者は工事契約をやめたり、工事を別の業者に変えたりはできないものです。そこが事業者の狙いでもあるのです。保険の申請依頼だけで工事契約をしなかった場合、キャンセル料として見積金額の何割かを請求されトラブルになるケースもあります。

台風などの後に家の損傷に気付いたら、契約している火災保険会社に連絡し、顔の見える、信頼できる業者さんを選んで相談に乗ってもらいましょう。２～３件の業者から見積もりを取って比較することも大切です。

◆高齢者世帯に見慣れない人がたびたび出入りしていたら要注意です。日頃から様子を気にかけ、地域で見守ることが大切です。

清瀬市消費生活センター

〒204-0021　東京都清瀬市元町１－４－17
【電　　話】042−495−6211
【ＦＡＸ】042−495−6221
【開館時間】
施　　設…午前９時～午後10時（年末年始を除く）
窓口業務…午前９時～午後５時
【休 館 日】
施　　設…日曜日・年末年始
窓口業務…土曜日・日曜日・祝日・年末年始

消費生活相談

【相談専用電話】042−495−6212
【相 談 時 間】午前10時～12時　午後１時～４時
祝日・年末年始を除く月～金曜日

使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳ＣＤを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。

【編集・発行】清瀬市消費生活センター　清瀬市消費生活センター運営委員会
【問い合わせ】清瀬市消費生活センター　（電話）042−495−6211